

ワーケーション宿泊推進補助金

十和田市大字奥瀬又は大字法量における旅行者の長期滞在を推進するため、宿泊施設が行うワーケーション用の宿泊割引に係る費用を補助します。

対象要件

【対象プラン】

1. ワーケーションをする宿泊者向けのプランであること
2. 1泊あたり3,000円以上の割引をしていること
(ただし、割引額は総額の半額以内とします)
3. 2泊以上の連泊プランであること

【補助対象者】

1. 市内大字奥瀬又は法量に所在する宿泊施設
〔・旅館業法に基づき広く一般の方の宿泊を想定した施設
(下宿、簡易宿所は対象外)
・暴力団関係者や政治・宗教活動施設等を除きます。〕
2. 令和2年度の市税等に滞納がないこと
(納税猶予を受けている場合は、滞納がないものと扱います)

補助金の額等

【補助率】 割引実績額の3分の2以内

【補助金額】 割引額に応じ1泊あたり2,000円～6,000円で千円単位

〔 例：3,000円割引の場合→補助額2,000円
9,000円割引の場合→補助額6,000円 〕

【上限額】 (1泊当たり) 6,000円

(1施設あたり)

| | |
|---------------|------------|
| 11室未満の施設 | 200,000円 |
| 11室以上51室未満の施設 | 500,000円 |
| 51室以上の施設 | 3,000,000円 |

【対象期間】 交付決定日以降にチェックインしたもの
～令和4年3月1日チェックアウト分まで

注意事項

※ 国のGoToトラベル事業や県の宿泊キャンペーン事業など、他の補助事業との併用はできません。



【よくある質問】

Q1 宿泊プランは新たに造成する必要がありますか？

A1 ワークーション宿泊用のプランを造成していただく必要があります。
なお、既にワークーションプランを造成している場合は、そのプランを対象とすることが可能です。

Q2 プラン名には「ワークーション」と明記する必要がありますか？

A2 ワークーションを推進していることを広く周知するためにも、プラン名には必ず「ワークーション」と明記していただく必要があります。

Q3 必ず連泊プランでなければなりませんか？

A3 当該事業は、旅行者の長期滞在を目的としたものですので、連泊プランのみが対象となります。なお、連泊の上限はありません。

Q4 対象となる期間はいつですか？

A4 交付決定日以後のチェックイン分から、令和4年3月1日チェックアウト分までが補助の対象となります。

Q5 「他の補助事業との併用」とは？

A5 国のGoToトラベル事業や県の宿泊キャンペーン事業に限らず、他の一切の補助金等との併用はできません。

Q6 補助金の計算の例を示してほしい。

A6 補助金額の計算例は次のとおりです。

| | | |
|--|--------------------------------|-----------------|
| 1人1泊当たりの価格及び割引額 (消費税及びサービス料込、入湯税を除く。) | 正規の価格 (A) | 8,000円 |
| | 割引額 (B) | 3,000円 |
| | 割引後販売額 (C = A-B) | 5,000円 |
| 販売数量 (D) | | 100泊 |
| 総事業費 (E = B×D) | | 300,000円 |
| 負担区分 | 市補助金 (F = E×2/3) 千円未満切捨 | 200,000円 |
| | 事業者負担額 | 100,000円 |